

足利市工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注した請負工事に係る工事成績の評定(以下「成績評定」という。)に関する事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図ることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 成績評定の対象とする工事は、道路工事、河川工事、公園緑地工事、下水道工事、営繕工事その他これらに類する工事とする。

ただし、市長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査員並びに総括監督員、主任監督員及び監督員とする。

(成績評定の時期)

第4条 成績評定の時期は、検査員にあつては既済部分・中間検査及び完成検査実施の都度、総括監督員、主任監督員及び監督員にあつては工事の完成のときとする。

(成績評定の方法)

第5条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定結果は、工事成績評定表(別記様式第1号)に記録するものとする。
- 3 工事成績の採点は、工事成績採点表(別記様式第2号)により行うものとする。
- 4 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表(別記様式第3号)により行うものとする。
- 5 評定にあたっては、考査項目別運用表(別紙1、別紙2、別紙3)により行い、記入方法及び留意事項(別紙4)及び施工プロセスチェックリスト(別紙5)を考慮するものとする。この場合において、請負者が監督職員に対し当該工事における実施状況を提出したときは、考査項目別運用表中の「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」の評定にあたっては、当該工事における実施状況を考慮するものとする。

(成績評定結果の報告)

第6条 成績評定結果の報告は、工事の完成の際に行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第7条 市長は、成績評定を行ったときは、成績評定結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

2 前項の規定による成績評定結果の通知に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評定の修正)

第8条 市長は、前条の規定による通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(休日(足利市の休日を定める条例(平成元年足利市条例第4号)に定める市の休日をいう。))を含む。以下同じ。)以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して再度の説明を求めることができる。

2 市長は、前項による再度の説明を求められたときは、工事成績評定審査委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第11条 評定結果は、公表するものとする。

2 前項の公表に関し必要な事項は、別に定める。

(細目)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。ただし、第7条から第10条までの規定については、市長が別に定める日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年5月20日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月20日から実施する。

工 事 成 績 評 定 表

工 事 名					契約番号		
工 事 簡 所	足利市			契約年月日			
契 約 金 額	当 初	円		最 終	円		
工 期	当 初	~					
	最 終						
完 成 年 月 日							
完 成 通 知 年 月 日							
現 場 確 認 年 月 日							
完 成 検 査 年 月 日							
既 済 部 分 検 査 年 月 日	第1回:	第2回:		第3回:			
中 間 検 査 年 月 日	第1回:	第2回:		第3回:			
請 負 者							
現 場 代 理 人							
主 任 技 術 者							
監 理 技 術 者							
監 督 員	課						
主 任 監 督 員	課						
総 括 監 督 員	課						
既 済 部 分 ・ 中 間 検 査 員							
既 済 部 分 ・ 中 間 検 査 員							
既 済 部 分 ・ 中 間 検 査 員							
完 成 検 査 員							
評 定 点	主任監督員(監督員)						点
	総括(主任)監督員						点
	既済部分・中間検査員						点 (2回以上の場合は平均値)
	完 成 検 査 員						点
	法 令 遵 守 等	-					点
	合 計						点

工 事 成 績 採 点 表 (完 成 ・ 既 済 ・ 中 間)

作成

課

工 事 名		-														契約金額(最終)		円 (円)																	
請 負 者 名		-														工 期		-														完成年月日			
考 査 項 目		主任監督員(監督員)							総括(主任)監督員							検 査 員 (既済・中間)							検 査 員 (完成)												
		氏名							氏名							氏名							氏名												
項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e					
1. 施工体制	. 施工体制一般																																		
	. 配置技術者																																		
2. 施工状況	. 施工管理																																		
	. 工程管理																																		
	. 安全対策																																		
	. 対外関係																																		
3. 出来形 及び 出来ばえ	. 出来形																																		
	. 品 質																																		
	. 出来ばえ																																		
4. 工事特性	. 施工条件等への対応	2																																	
5. 創意工夫	. 創意工夫	3																																	
6. 社会性等	. 地域への貢献等																																		
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点							点							点																			
評定点(6.5点±加減点合計)		1 点							点							点																			
評定点計		点							既済部分(中間)検査があった場合:(点×0.4+ 点×0.3+ 点×0.3) = 点 但し、(既済、中間)が2回以上の場合は平均値 既済部分(中間)検査がなかった場合:(点×0.4+ 点×0.6) = 点																										
7. 法令遵守等		6													点																				
評定点合計		7 点							評定合計(点) - 法令遵守等(0 点) = 点																										
所 見		主任監督員(監督員)							総括(主任)監督員							検 査 員																			

- 1 6.5点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加減点合計) = 評定点
各評定点(~)は小数第1位まで記入する。
- 2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、主任監督員(監督員)等の意見も参考に(総括)主任監督員が評価するものとする。
- 3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- 4 4.、5.、6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
- 5 各審査項目ごとの採点は、審査項目別運用表によるものとし、完成技術検査の評価に先立ち、主任監督員(監督員)、総括(主任)監督員が行う。
- 6 法令遵守等の評価は、総括(主任)監督員が行う。
- 7 評定合計は、四捨五入により整数とする。

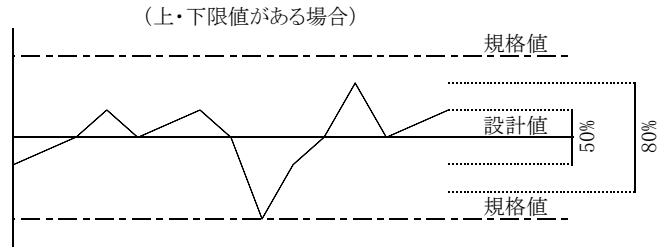
細目別評定点採点表

考查項目	細 別	主任監督員(監督員)	総括(主任)監督員	検査員(既済・中間)	検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	. 施工体制一般					0.0点 4.5点	0.0%
	. 配置技術者					0.0点 5.7点	0.0%
2. 施工状況	. 施工管理					0.0点 16.0点	0.0%
	. 工程管理					0.0点 5.7点	0.0%
	. 安全対策					0.0点 6.9点	0.0%
	. 対外関係					0.0点 4.9点	0.0%
3. 出来形 及び 出来ばえ	. 出来形					0.0点 10.7点	0.0%
	. 品質					0.0点 11.3点	0.0%
	. 出来ばえ					0.0点 11.3点	0.0%
4. 工事特性	. 施工条件等への 対応					0.0点 8.9点	0.0%
5. 創意工夫	. 創意工夫					0.0点 5.8点	0.0%
6. 社会性等	. 地域への貢献等					0.0点 8.3点	0.0%
7. 法令遵守等						0.0点	
評定合計						0.0点 100.0点	

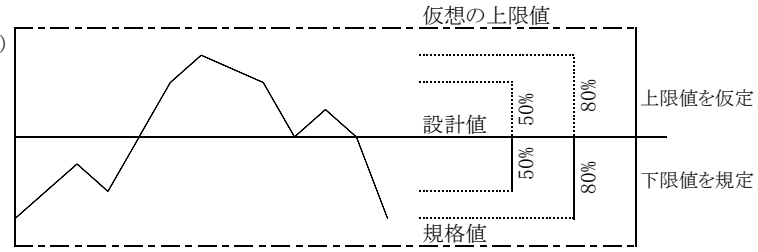
既済部分(中間)検査があった場合 (+ + ×0.5+ ×0.5) = 細目別評価点(既済、中間が2回以上の場合は は平均点とする)
 既済部分(中間)検査がなかった場合 (+ +) = 細目別評価点
 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

【記入方法及び留意事項】

6. 出来形及び品質のばらつきの考え方 〔管理図の場合〕



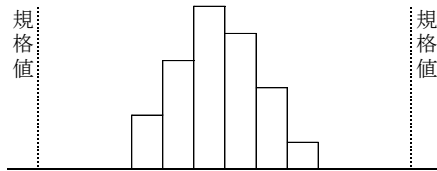
(下限値のみの場合)



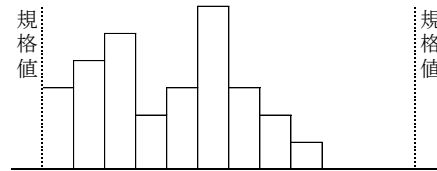
※ 上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

〔度数表又は、ヒストグラムの場合〕

ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい

